

声 明

～統一教会に対する解散命令の請求について～

本日、文部科学省により、世界平和統一家庭連合（旧統一教会、以下「統一教会」とします。）に対する解散命令請求が東京地方裁判所に申し立てられました。

日本脱カルト協会は、統一教会の一世、二世の被害当事者、また被害当事者らを長年支援してきた者が会員として在籍する会として、この申し立てに強く賛同します。

統一教会により経済的に困窮させられ、あるいは家族関係を破壊され、あるいは人生における大切な時間を奪われ、あるいは合同結婚により見知らぬ地で苦汁をなめる生活を余儀なくされた被害者らの悲痛な声は、あまりにも長い年月放置され続けてきました。教団に関わったことで命を落とし、声すらも上げられない方々も少なくありません。その一方で、統一教会は、「宗教法人」という、税の優遇等の特別な地位を行政により与えられ続けてきたのです。

多くの被害当事者が声を上げた今も、統一教会からは被害者への真摯な謝罪の言葉や賠償の姿勢は見られず、声を上げた当事者らに対する誹謗中傷も放置されているのが現状です。統一教会に組織としての自浄作用は望めないことが明らかと言わざるを得ません。法人としての解散命令は、被害を少しでも回復し、更なる被害を防止するスタートラインに立つための、必要不可欠なプロセスだと考えています。

そもそも、統一教会に対する解散命令請求は、これほどまでに被害が拡大する以前に申し立てられ、解散が命じられているべきでした。裁判所により、速やかに解散命令が下されることを、当会は強く望みます。

なお、解散命令請求が申し立てられた今、当会として、あらためて別紙のとおり提言いたします。

2023年10月13日

日本脱カルト協会
代表理事 西田公昭

提 言

日本脱カルト協会は、国や地方自治体が以下の施策を実現されるよう、提言いたします。

1. 解散命令請求に伴い、被害賠償に充てられるべき旧統一教会の資産が散逸しないよう、国は、財産を保全する立法を早急に行うこと。
2. 旧統一教会は世界にネットワークを持つ宗教コングロマリットであり、旧統一教会の法人格が失われたとしても、合同結婚式や海外宣教のために海外在住の日本人信者やその子孫（帰化や届出の不備により日本国籍を有しない者を含む。）は存在し、これらの者が困窮したり帰国を希望する場合には在外公館等を通じた支援が広く提供されるよう対策すること。
3. いわゆる「二世」らへの対応について、昨年末に公表された児童虐待防止法の運用上のガイドラインに相当する文書の範疇に留まらず、立法措置はもちろん、「二世」らがより具体的で実効性の高いケアやサポートを受けられるよう、民間との協力も含めた施策を策定、実行すること。
4. なぜ人々を依存状態に陥れ、金銭や労働を搾取するような組織を作り得るのか、そのメカニズムの解明は進みつつありますが、更に研究を大きく促進し、国としての被害防止策を講じること。
5. オウム真理教事件による惨禍の後、国としての調査すら怠った過ちを繰り返さず、統一教会による被害が長年にわたり発生し続けた背景を含め、国としての徹底した調査を行い、カルト団体による被害を防止すべく法を整備すること。

以上